

# 民生病院常任委員会

日 時 令和5年9月14日（木）午前10時から  
場 所 全員協議会室

## 議 題

### 1 付託案件（4件）

- (1) 議案第45号 令和5年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (2) 議案第46号 令和5年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- (3) 議案第47号 令和5年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (4) 議案第49号 令和5年度射水市病院事業会計補正予算（第1号）

### 2 報告事項（14件）

- (1) とやま広域窓口サービスの終了について  
(市民生活部 市民課 資料1)
- (2) 野手埋立処分所被災状況の報告について  
(市民生活部 環境課 資料1)
- (3) 射水市公衆浴場電気料金高騰対策補助金について  
(市民生活部 環境課 資料2)
- (4) プラスチック資源一括回収の実施及び資源ごみ・燃えないごみ収集回数の見直しについて  
(市民生活部 環境課 資料3)
- (5) 大門・大島地域包括支援センターの分割及び大島地域包括支援センターの新設について  
(福祉保健部 地域福祉課 資料1)
- (6) 射水市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について  
(福祉保健部 地域福祉課・介護保険課 資料1)
- (7) 第3次射水市障がい者基本計画及び第7期射水市障がい福祉計画（第3期射水市障がい児福祉計画）の策定について  
(福祉保健部 社会福祉課 資料1)
- (8) 介護サービス事業所等に対する原油価格・物価高騰対策の追加支援について  
(福祉保健部 社会福祉課・介護保険課 資料1)
- (9) 特別養護老人ホームの入所待機者の推移について  
(福祉保健部 介護保険課 資料1)

(10) 市立八幡保育園の廃止について

(福祉保健部 子育て支援課 資料1)

(11) 新型コロナワクチン令和5年秋開始接種について

(福祉保健部 保健センター 資料1)

(12) 射水市インフルエンザ予防接種費用助成事業について

(福祉保健部 保健センター 資料2)

(13) 令和4年度射水市病院事業会計の決算見込みについて

(射水市民病院 経営管理課 資料1)

(14) 射水市民病院経営強化プランの策定状況について

(射水市民病院 経営管理課 資料2)

### 3 その他

とやま広域窓口サービスの終了について

1 概要

とやま広域窓口サービスは、住民の日常生活や社会経済活動の圏域広域化に見合った行政サービスを提供するため、本来の住所地や本籍地以外の市町村でも住民票、印鑑証明書、戸籍等の受付や交付が可能となるよう県内15市町村間で事務委託の規約を制定し、平成15年11月27日からサービスを提供している。

現在、マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付の普及や全国の市町村窓口での住民票交付に加え、令和6年3月には、戸籍証明書の交付が可能となる予定である。

また、令和6年1月までにISDN（サービス総合デジタル網）サービスが終了するため、とやま広域窓口サービスで用いる高速・高解像度のFAX通信が出来なくなる。

こうしたことから、とやま広域窓口サービスが果たす役割は終わったものとして、令和5年度末をもって当該サービスを終了するもの(県内15市町村一斉)。

2 証明書交付サービスの概要（窓口交付除く）

現 在		令和6年4月1日時点
① とやま広域窓口サービス 住民票、印鑑証明書、戸籍証明書※1 戸籍附票、身分証明書	⇒	終 了
② 広域交付（全国） 住民票(住民基本台帳ネットワークシステムを利用)	⇒	② 広域交付（全国） 同 左 戸籍証明書※2
③ コンビニ交付※3 住民票、印鑑証明書、戸籍附票、戸籍証明書※1、所得課税証明書	⇒	③ コンビニ交付※3 同 左
④ 郵便請求 各種証明（印鑑証明書除く） 転出証明書	⇒	④ 郵便請求 同 左
⑤ オンライン申請※4 住民票、印鑑証明書、戸籍附票、身分証明書、独身証明書、各税証明	⇒	⑤ オンライン申請※4 同 左 戸籍証明書※5

は、マイナンバーカードを使用するサービス

※1 現在戸籍のみ

※2 電子イメージ化されたもの全て対象（令和6年3月サービス開始予定）

※3 各種手数料が窓口での交付に比べ 150 円低く設定(令和元年7月1日からサービス開始)

※4 公式LINEを利用したオンライン申請（令和5年7月12日からサービス開始）

※5 マイナポータルを利用したオンライン申請（令和5年11月からサービス開始予定）

### 3 とやま広域窓口サービスの利用実績

とやま広域窓口サービス（本市委託分） (件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
戸籍	885	772	842
戸籍附票	53	56	47
住民票	97	92	65
印鑑証明書	51	42	27
身分証明	42	32	37
計	1,128	994	1,018
(参考)本市受託分	1,340	1,122	1,206

(参考) コンビニ交付サービス (件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
戸籍	600	1,190	1,905
戸籍附票	3,398	6,988	9,647
住民票			
印鑑証明書	2,048	4,422	6,420
計	6,046	12,600	17,972
(参考)マイナンバーカード年度末交付率	28.3%	44.9%	73.0%

### 4 スケジュール

令和5年7月20日・富山県戸籍・住民基本台帳事務協議会総会にて令和5年度末でのサービス終了を採択

9月・市議会民生病院常任委員会にて経過報告

10月～・市民にサービス終了について周知

令和6年3月・市議会に「証明書等の交付等に係る事務の相互委託の廃止の件」について議案提出

・議決後、各市町村と事務の廃止について協議書を交わす

・「証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止」について告示

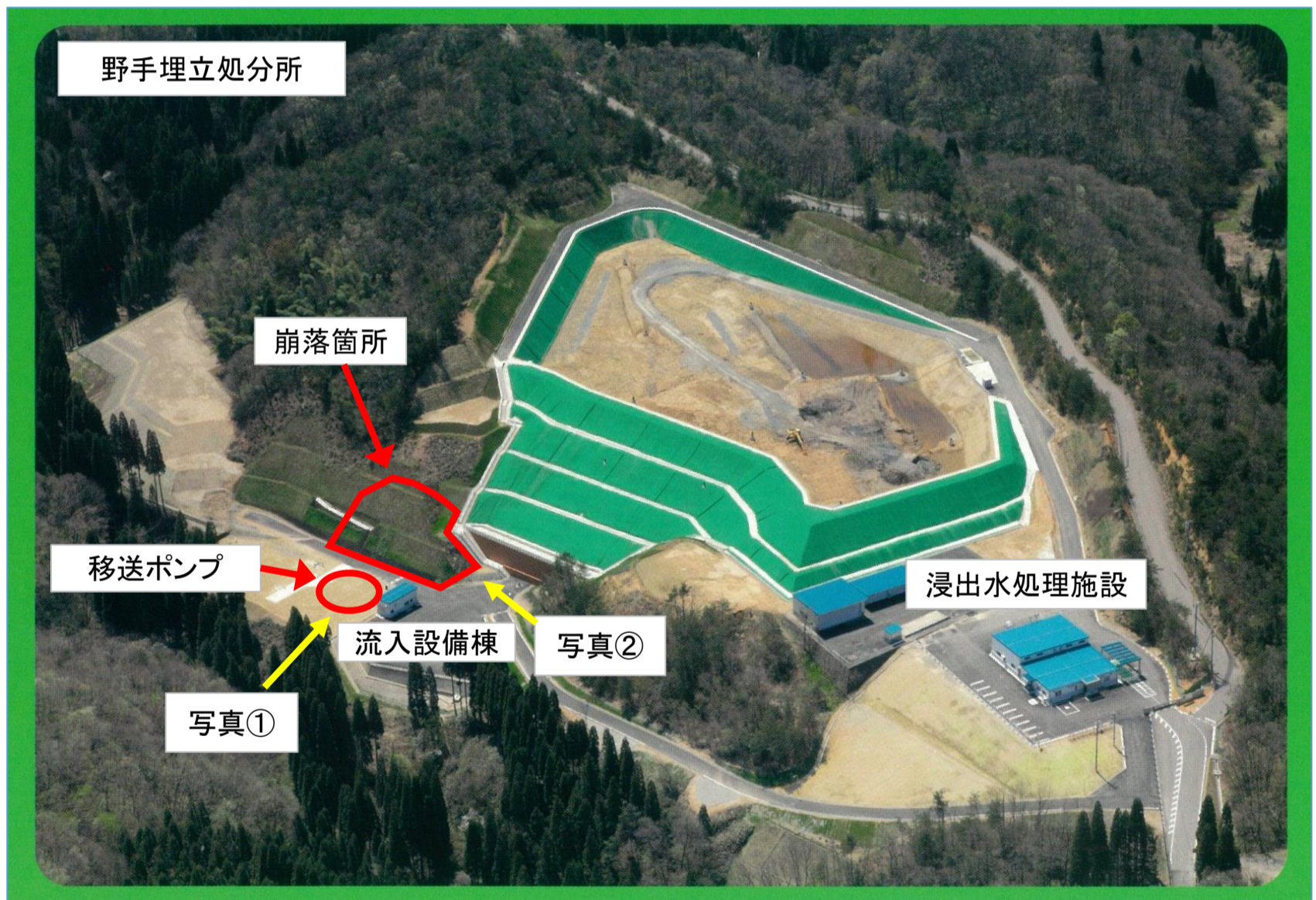
3月末・とやま広域窓口サービス終了

4月・国（法務局）、県へ報告



## 野手埋立処分所被災状況の報告について

- 1 発生日時 令和5年7月12日夜から13日未明（線状降水帯発生による）
- 2 発生場所 射水市入会地90（野手埋立処分所）
- 3 被災内容 写真の法面部分が崩落し、埋設されている浸出水調整槽上に土砂等が流出し、中継層へ浸出水を送る移送ポンプ等が破損。そのため、浸出水処理施設へ浸出水を送水することができなくなり、浸出水処理施設の稼働を停止。  
崩落した法面横の雨水排水施設（フリーム）が破損。
- 4 応急対応 第2予備調整槽のポンプを利用し、仮設配管を施し浸出水を送り、処理施設再稼働（7/21）
- 5 施設稼働状況 埋立物搬入及び処理水放流は支障なし。雨水排水は一部崩落土の上を伝って下部の排水路に流入。
- 6 今後の対応
  - ・測量・設計業務発注(既定予算)（原形復旧設計、拡張整備に向けた法面の安定計算）
  - ・災害査定（廃棄物処理施設災害復旧事業補助金）（11月予定）

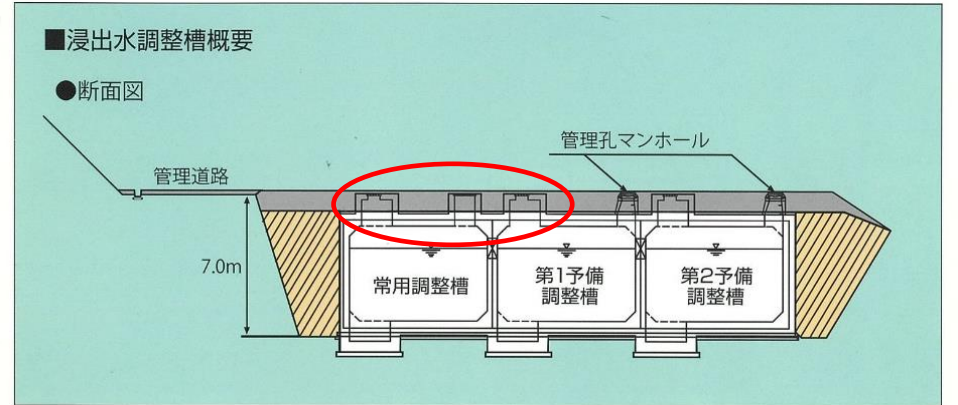
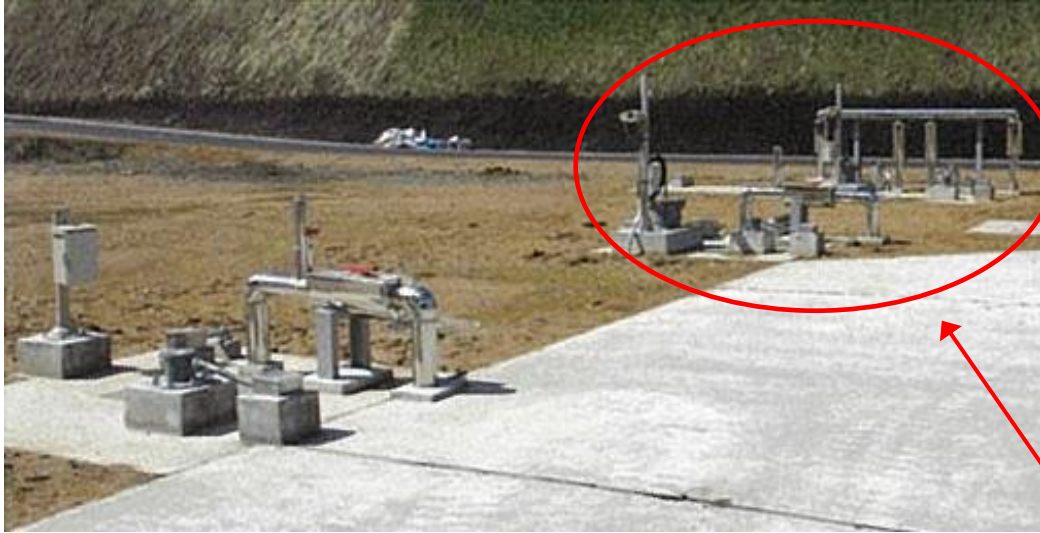




# 野手埋立処分所 浸出水移送ポンプの状況について

## 移送ポンプ破損状況

通常時の施設写真



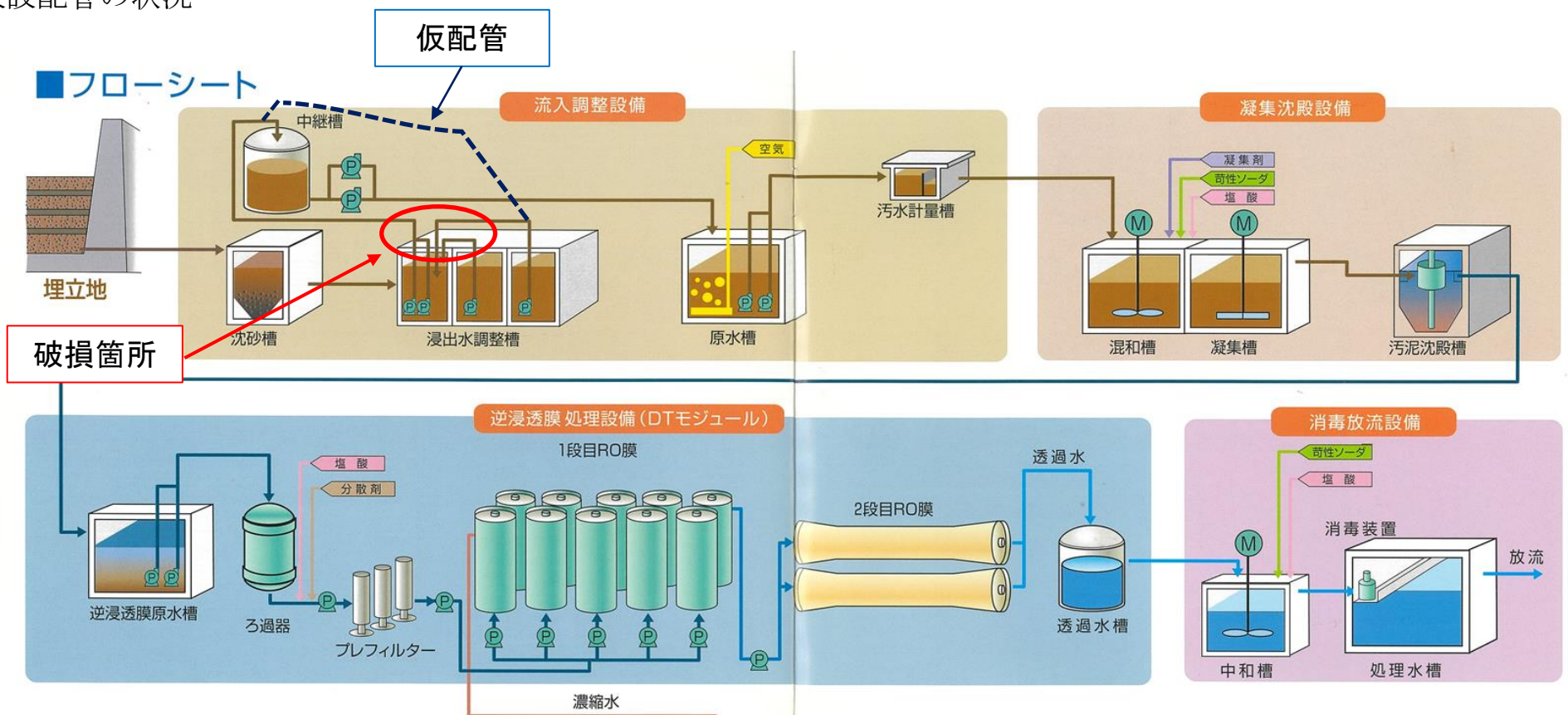
被災時の施設写真



常用調整槽及び第1予備調整槽のポンプ配管類が破損により運転不能



## 仮設配管の状況





## 射水市公衆浴場電気料金高騰対策補助金について

### 1 趣旨

電気料金高騰の影響を受ける公衆浴場を支援することで、市民の公衆衛生環境の維持を図ることを目的とする。

### 2 補助対象者

市内において、公衆浴場法第2条の規定により、富山県知事の許可を受けた施設であって、物価統制法第4条の規定により、入浴料金の価格が統制されている施設を経営する事業者。ただし、市の指定管理者は除く。

### 3 補助対象経費

補助対象事業者が公衆浴場を経営するに当たり使用する令和5年6月から令和6年3月までの電気料金の価格上昇分

### 4 補助金の額

1 施設につき定額260千円

(内訳)

(1) 令和5年6月から9月分 60千円

1か月当たり電気料金値上げ額22,500円(※1) × 4月 × 2/3

(※1 国の負担軽減措置を適用した値上げ額)

富山県の一般公衆浴場光熱費高騰対策に係る財政支援が別途行われているため、補助対象経費から県の支援額(上昇分の1/3相当額)を除いた2/3相当額

(2) 令和5年10月から令和6年3月分 200千円

1か月当たり電気料金値上げ額50,000円(※2) × 6月 × 2/3

(※2 国の負担軽減措置廃止後の値上げ額)

(1)の市支援額の割合と同じ上昇分の2/3相当額

### 5 予算額

520千円(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

@260千円 × 2施設分

## プラスチック資源一括回収の実施及び資源ごみ・燃えないごみ収集回数 の見直しについて

### 1 事業の概要

#### (1) プラスチック資源一括回収の実施

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、現在、資源ごみとして回収している「プラスチック製容器包装（以下、「プラ製容器包装」）」に加え、これまで、燃えるごみとして回収していたプラスチック製のスプーンやおもちゃ等の日用品の廃棄物「プラスチック使用製品廃棄物（以下、「プラ製品」）」を資源ごみとして一括回収し、「プラスチック資源（以下、「プラ資源」）」とするもの。

区分	現在	変更後
プラ製容器包装	資源ごみ「プラ製容器包装」※1	資源ごみ「プラ資源」※2
40 cm以内のプラ製品	燃えるごみ	
40 cmを超えるプラ製品	燃えないごみ	

※1…汚れがついていないもの

※2…汚れがついていないもの、原材料の全部がプラスチックであるもの

#### (2) 資源ごみ・燃えないごみの収集回数の見直し

現在、資源ごみ・燃えないごみの収集回数については、合併前の旧市町村ごとの体制を踏襲しており、地区ごとに差異が生じている。今回のプラ資源一括回収の実施に合わせ、収集回数の市内統一を図る。

<資源ごみ> 収集回数(月)	現在					変更後	備考
	新湊	小杉	大門	大島	下	全地区	
空き缶	1	1	1	1	1	1	変更なし
空きびん	1	1	1	1	1	1	変更なし
ペットボトル	2	1	1	1	1	1	新湊1回減
プラ製容器包装※3	2	2	4	4	2	4	新湊・小杉・下2回増
紙製容器包装	2	2	1	1	2	1	新湊・小杉・下1回減
延べ回数	8	7	8	8	7	8	小杉・下1回増

※3…変更後はプラ資源

<燃えないごみ> 収集回数(月)	現在					変更後	備考
	新湊	小杉	大門	大島	下	全地区	
燃えないごみ	2	2	2	1	2	2	大島1回増

### 2 スケジュール

令和5年10月からモデル地区として下地区において実証事業を行い、課題の整理やごみ集積所の実態調査を行った上で、令和6年度以降、順次本格導入し、市内統一を図る。



大門・大島地域包括支援センターの分割及び大島地域包括支援センター  
 の新設について

1 趣旨

現在、大門地区と大島地区は1つの圏域として大門・大島地域包括支援センターを設置し、社会福祉法人大門福祉会に運営を委託している。今後の高齢者人口の増加に対応し、地域包括支援センター業務を適切かつ効率的に運営できるようにするため、大門地区と大島地区に分割し、大島地域包括支援センターを新設するもの。

射水市地域包括支援センター運営協議会条例第2条に基づき、運営協議会で審議し、地域包括支援センターの新設及び委託する法人が承認されたため、次のとおり体制を変更する。

2 変更後の地域包括支援センターの名称、担当地区、所在地及び委託法人

名 称	大門地域包括支援センター	大島地域包括支援センター
担当地区	大門地区	大島地区
所 在 地	中村 20 番地 特別養護老人ホームこぶし園内	小島 700 番地 1 射水市大島コミュニティセンター内
委託法人	社会福祉法人大門福祉会	社会福祉法人射水市社会福祉協議会

3 変更期日 令和6年4月1日

4 高齢者の状況

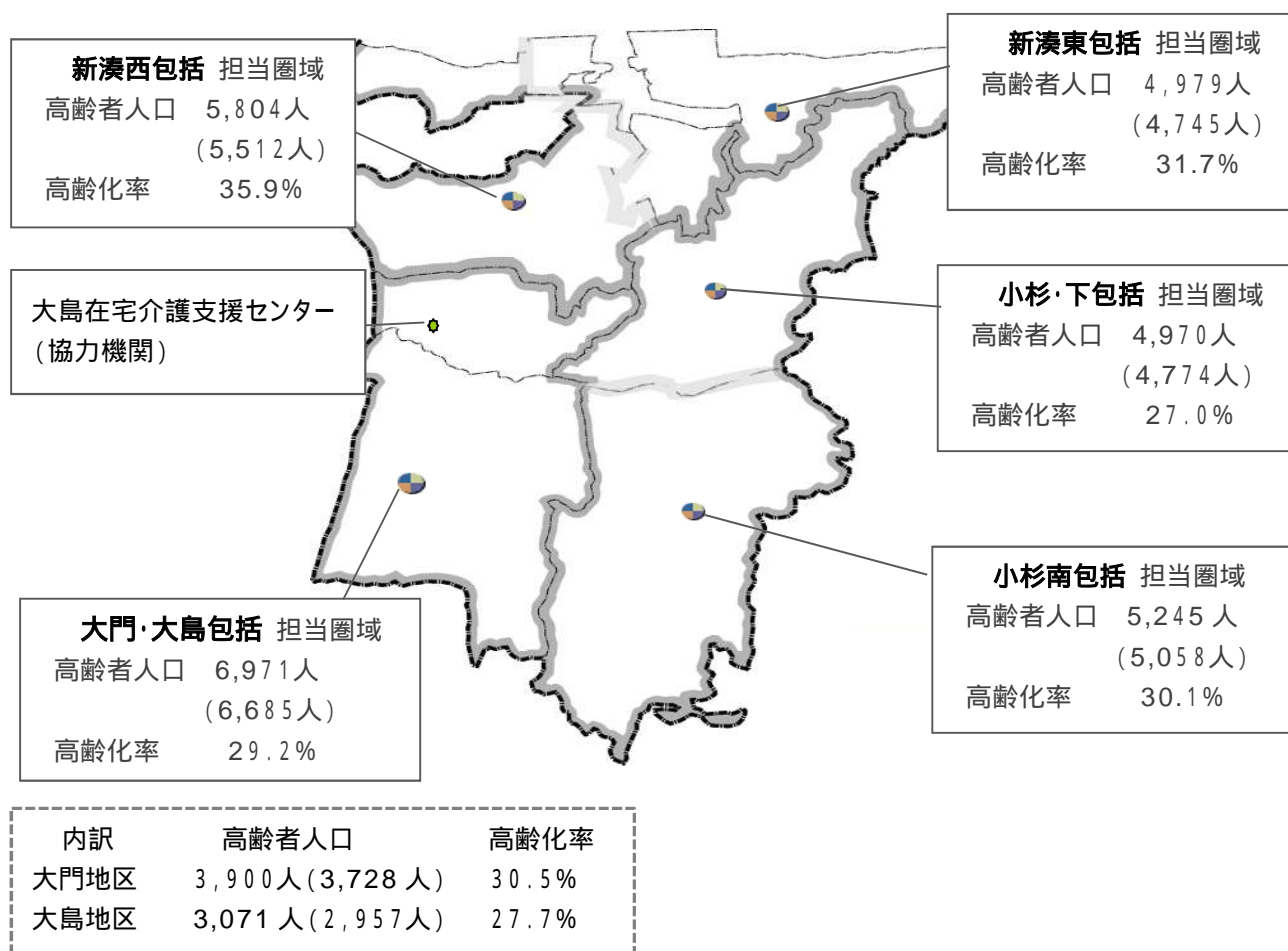
(令和4年9月末現在)

センター名	人口 a (人)	高齢者数(人)			高齢化率 b / a (%)	認定者数(75歳以上)(人)		
		65~ 74歳	75歳 以上	計 b		要支援 1・2	要介護 1~5	計
大門・大島地域 包括支援センター	23,849	3,414	3,557	6,971	29.2	198	925	1,123
(大門地区)	12,766	1,867	2,033	3,900	30.6	127	554	681
(大島地区)	11,083	1,547	1,524	3,071	27.7	71	371	442
(参考) 射水市全体	91,557	12,973	14,996	27,969	30.6	883	3,675	4,558

## 5 人員配置基準

センター名	3 職種			認知症 地域支援 推進員	生活支援 コーディネーター	計 (人)
	保健師等	社会福祉士 等	主任介護支 援専門員等			
大門地域包括 支援センター	1	1	1	1	1	5
大島地域包括 支援センター	1		1	1	1	4

## 6 令和5年度地域包括支援センターの設置体制



(高齢者人口は令和4年10月1日現在。括弧内は在宅者数)

## 射水市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について

### 1 策定の趣旨

本市では、射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（計画期間は、令和2年度から令和5年度までの3年間）に基づき、高齢者保健福祉の推進と介護保険事業の適正な運営に取り組んできた。

今年度、同計画の期間が満了することから、地域のニーズや介護保険法等に基づく国の施策及び基本指針を踏まえ、「射水市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定する。

本計画期間中には、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）を迎える。また、令和22年（2040年）を見通すと、高齢者人口が再びピークを迎える一方で現役世代が急減するなど、人口構造の局面が変化中、介護需要が高まると言われる85歳以上人口が急増していくことが見込まれる。

こうした状況を踏まえ、本計画では、今後3年間における介護サービス基盤の整備や高齢者の保健・福祉・介護サービス分野の基本的な政策目標とその実現に向けて取り組むべき施策を示す。

### 2 計画の位置づけ

老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するもの

### 3 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とする。

### 4 これまでの経過

年 月	内 容
令和4年 12月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施 (市内の65歳以上5,000人を対象)
令和4年 12月 ～令和5年3月	在宅介護実態調査を実施 (市内の要介護認定者623人を対象)
2月	介護サービス事業者調査を実施 (165事業所を対象)
6月	第1回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催 ・第8期計画の進捗状況、アンケート調査結果の説明及び意見交換
8月	第2回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催 ・国の指針案、計画骨子案の説明及び意見交換
9月	市議会定例会に骨子案を報告

### 5 今後の予定

年 月	内 容
令和5年 11月	第3回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催 ・計画の素案の説明及び意見交換
12月	市議会定例会に計画素案を報告
12月	計画素案のパブリックコメントを実施
令和6年 2月	第4回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催
3月	市議会定例会に計画案を報告
3月	計画策定及び公表



## 射水市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 骨子案

### 1 基本理念

みんなが輝き つながり支え合うまち 射水  
～地域共生社会の実現に向けて～

高齢者を含めた地域に暮らす全ての人が、社会とつながりながら「できること」を「できる範囲」で役割を持って活躍し、社会全体で支え合うネットワークが隙間なく重なり合っている射水市の実現を目指します。

### 2 基本目標と施策

【新】新規に実施する取組 【拡】拡充する取組

#### 基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

地域住民の健康づくり・介護予防に係る取組の支援や、疾病の重度化予防を推進し、市民と行政が力を合わせて健康寿命の延伸に努めます。

#### 施策

- (1) 生涯を通じた健康づくり
  - 【拡】望ましい生活習慣の確立の推進
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防
  - 【拡】特定健診、健康診査、がん検診事業の充実
  - 【拡】健康相談・健康教室事業の充実
  - 【拡】糖尿病対策の充実
- (3) 健康づくりを支援する環境づくり
  - 【拡】地域の健康づくり事業の推進
  - 【拡】ライフステージに応じた食育の推進
- (4) 介護予防の推進

#### 基本目標2 社会参加の推進と生きがいの創出

意欲ある高齢者が様々なフィールドで自分らしく活躍できるよう、各種団体と連携した生きがいづくりを推進します。

#### 施策

- (1) 交流の促進
- (2) 活躍する場の確保

### 基本目標3 在宅生活を支援する取組の充実

多様なサービスを提供できる体制の整備と充実を図るとともに、防災体制の充実や感染症への対策に努めます。

#### 施策

- (1) 生活の維持・向上
- (2) 家族介護者への支援の充実
  - 【新】ヤングケアラーの支援機関との連携
- (3) 安全・安心の推進

### 基本目標4 支え合いみんながつながる社会の推進

あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら高齢者を取り巻く諸課題を解決していくための体制づくりを推進します。

#### 施策

- (1) 自立支援・重度化防止の推進
- (2) 在宅医療と介護連携の推進
- (3) 認知症の人と家族への支援の強化
  - 【拡】認知症に関する理解促進・本人発信支援
- (4) 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進
- (5) 地域共生社会構築の推進
  - 【拡】地域支え合いネットワーク事業の推進
  - 【新】重層的支援体制の整備推進

### 基本目標5 介護サービス基盤の充実

介護保険事業の適正化に努め、必要なサービスを安心して受けられるようサービス基盤の充実を図ります。

#### 施策

- (1) 介護保険事業のサービス利用量の実績と見込み
- (2) 介護サービスの基盤整備の目標
- (3) 介護サービス事業所への支援
  - 【拡】事業所運営の効率化、生産性向上支援
  - 【拡】利用者の安全確保・リスクマネジメント推進支援
- (4) 人材の確保及び質の向上
  - 【新】外国人人材確保のための支援
- (5) 介護保険制度の適正運営
- (6) 事業費及び保険料の算定

第3次射水市障がい者基本計画及び第7期射水市障がい福祉計画(第3期射水市障がい児福祉計画)の策定について

1 策定の趣旨

令和5年度は、第2次障がい者基本計画及び第6期障がい福祉計画(第2期障がい児福祉計画)の最終年度に当たることから、国の障害者基本計画及び基本方針を踏まえて、新たに次期計画を策定する必要がある。

今回、次期計画の策定期間が重なったことを契機に、より実効性の高い総合的な計画とするため、第3次障がい者基本計画と第7期障がい福祉計画(第3期障がい児福祉計画)を一体的に策定するもの。

2 計画の位置づけ

区分	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内 容	長期的視点に立った障がい者福祉の施策に係る総合的な計画	障がい者等の障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制に関する計画	障がい児等の障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制に関する計画

3 計画の期間

名 称	計画期間
第3次射水市障がい者基本計画	令和6年度から令和11年度まで(6年間)
第7期障がい福祉計画 (第3期障がい児福祉計画)	令和6年度から令和8年度まで(3年間)

4 これまでの経過及び今後のスケジュール

年 月	内 容
令和5年 6月	第1回障がい者総合支援協議会において次期計画策定の説明及び計画策定に関するアンケート調査の検討
7月	障がい福祉に関するアンケート調査を実施 (市内の障がい者手帳所持者 1,000 人を対象)
8月	第2回障がい者総合支援協議会において骨子案の検討 障がい福祉に関する事業所調査を実施(市内20事業所を対象)
9月	市議会定例会に骨子案を報告
11月	第3回障がい者総合支援協議会において素案の検討
12月	市議会定例会に素案を報告 パブリックコメントの実施
令和6年 2月	第4回障がい者総合支援協議会において計画案の検討
3月	市議会定例会に計画案を報告 計画策定及び公表



第3次射水市障がい者基本計画及び第7期射水市障がい福祉計画(第3期射水市障がい児福祉計画)骨子案

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ	
1	計画策定の背景と趣旨
2	計画の位置付け
3	計画の対象者
4	計画の期間

第2章 計画の基本的な考え方及び第3章 障がい者基本計画			
1	基本理念	一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きる思いやりのあるまち・射水	
2	計画の基本目標	基本目標1	権利擁護と障がいに対する理解の促進(一部変更)
		主要施策1	理解・解決活動の推進
		主要施策2	福祉教育・人権教育の推進
		主要施策3	権利擁護の推進
		主要施策4	虐待防止のための取組
		主要施策5	地域で支えるネットワークの輪づくり
		基本目標2	自立した生活の支援及び意思決定支援の推進(一部変更)
		主要施策1	相談支援体制の充実
		主要施策2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通の充実(新設)
		主要施策3	障がい福祉サービス等の充実
		主要施策4	日中活動の場づくり
		主要施策5	居住支援の充実
		主要施策6	経済的支援の充実
		基本目標3	一人ひとりのライフステージに沿った支援の推進(一部変更)
		主要施策1	インクルーシブ教育の推進(新設)
		主要施策2	文化芸術活動・スポーツ等の推進
		主要施策3	社会参加の機会の充実
		主要施策4	就労支援と就労の場の確保
		基本目標4	保健・医療の充実(一部変更)
		主要施策1	障がいの早期発見・早期療育
		主要施策2	保健・医療等の充実
		基本目標5	安全・安心な生活環境の整備(一部変更)
		主要施策1	バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
		主要施策2	障がいの特性に配慮した防災・防犯対策の充実
基本目標6	多様なニーズに対応した支援の推進(新設)		
主要施策1	重層的支援体制の構築(新設)		
主要施策2	当事者・家族への支援(変更)		

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画			
1	障がい者の現状	(1)人口／世帯数／障がい者手帳所持者数	
		(2)身体障がい者手帳所持者数	
		(3)知的障がい者手帳所持者数	
		(4)精神障がい者手帳所持者数	
		(5)障がい者支援区分認定者数	
2	障がい者の福祉ニーズの把握	障がい当事者(児・者)の状況等を踏まえるため、障がい当事者を対象としたアンケート調査等を実施し、当該計画における施策の方向性や成果目標に反映させる。また、必要に応じて関係団体や障がい者福祉サービス事業所等へのアンケート調査を行う。	
3	福祉サービス等の現況と課題及び目標値(成果目標)の設定(一部変更)	国の指針に基づく項目	(1)福祉施設入所者の地域生活への移行
			(2)精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
			(3)地域生活支援の充実(新設)
			(4)福祉施設から一般就労への移行等
			(5)障がい児支援の提供体制の整備等
			(6)相談支援体制の充実・強化等
			(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の整備(新設)
		市独自の項目	(8)ひきこもり支援の推進
			(9)差別の解消の推進及び障がい者虐待の防止
			(10)ニューノーマルへの対応(新設)
			(11)障がい者総合支援協議会の機能強化
4	福祉サービス・事業ごとの現況と課題及び今後の見込み(活動指標)の設定(一部変更)	(1)障害者総合支援法に基づくサービス(変更)	
		(2)地域生活支援事業(必須事業)(変更)	
		(3)地域生活支援事業(任意事業)(変更)	
		(4)児童福祉法に基づくサービス等(変更)	

第5章 計画の推進		
1	計画の推進体制	計画の進捗状況の点検及び評価
2	計画の公表と周知(新設)	計画の要旨を分かりやすくまとめた概要版を作成し、計画の周知を図る。

巻末 資料編		
計画策定の過程／障がい者総合支援協議会委員名簿／障がい者総合支援協議会運営要綱／用語解説／福祉計画の活動指標(再掲)等		

## 介護サービス事業所等に対する原油価格・物価高騰対策の追加支援について 【令和5年度 下期分】

### 1 趣旨

市内の介護サービス事業所、介護施設及び障がい福祉等サービス事業所を運営する法人に対して、光熱水費や食材費を含む物価の更なる高騰による影響を軽減し、必要なサービスを提供する体制を確保するための経費を支援するもの。

### 2 給付対象者

令和5年10月1日を基準日とし、申請時に市内の介護サービス事業所等を運営する法人

### 3 申請期間

令和5年10月1日～令和5年11月30日

### 4 支援内容及び補正予算額

区分	給付額	事業所数	補正予算額（千円）
(1)入所系サービス	20,000円 × 定員	64	39,200千円
(2)通所系サービス	8,000円 × 定員	78	15,016千円
(3)訪問系サービス	50,000円 × 事業所	83	4,150千円
合計		225	58,366千円

※介護保険課分：50,156千円、社会福祉課分8,210千円

※入所系、通所系については事業所規模（定員数）に応じた支援に見直すもの。

### 5 定員別事業所数

入所系		通所系	
定員	事業所数	定員	事業所数
1～29人	43	1～19人	30
30～49人	7	20～39人	34
50～69人	5	40～59人	12
70～89人	4	60人～	2
90～109人	3		
110人～	2		
計	64	計	78

※100万円未満：71法人、100万円以上：16法人

※12月中旬までに全87法人へ支給完了予定

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する。





## 市立八幡保育園の廃止について

### 1 施設概要

- (1) 所在地 射水市八幡町二丁目12番56号
- (2) 敷地面積 2,486.33㎡
- (3) 建物面積 794.78㎡
- (4) 構造 鉄筋コンクリート造 平屋建
- (5) 竣工 昭和50年(築47年)
- (6) 利用状況 園児9人(1歳児:2人 3歳児:4人 4歳児:3人)

### 2 廃止年月日

令和6年3月31日

### 3 廃止理由

八幡保育園については、築47年経過し、建物の劣化・損傷が著しい。  
また、平成28年12月に策定した「市立保育園・幼稚園の民営化方針」の施設の統廃合を含めた民営化を検討する要件にあたる入園児数について、年度初日において2年連続して30人を下回り、かつ、3歳以上の園児が20人を下回っていることから、当該保育園については令和6年3月末日をもって廃止とする。

(例年10月から開始する来年度入園募集について、当該保育園の募集は行わない。)

### 4 今後について

令和6年3月 3月市議会定例会において、射水市立保育園条例の一部改正案を上程する予定

## 新型コロナウイルスワクチン令和5年秋開始接種について

### 1 令和5年秋開始接種について

#### (1) 対象者

生後6か月以上の初回接種を完了した方（追加接種可能な全ての年齢の方）

対象者見込数 32,000人

(内訳) ・令和5年春開始接種を受けた方 約18,500人

※公的関与（努力義務）対象者及び医療従事者等

・65歳未満で令和4年秋開始接種を受けた方の約7割 約13,500人

※接種機会提供者

#### (2) 実施期間

令和5年9月20日～令和6年3月31日まで

#### (3) 接種間隔

最終接種日から3か月以上経過後

#### (4) 接種費用

無料（自己負担なし）

#### (5) 使用するワクチン

オミクロン株(XBB.1.5)1価ワクチン（ファイザー社及びモデルナ社）

（9月20日以降は、初回接種も同じワクチンを使用）

#### (6) 接種券発送スケジュール

全年齢を対象に、令和5年春開始接種の接種日が早い順に、9月上旬以降順次発送予定

※令和5年春開始接種中に接種をしていない方は、保管していただいている接種券を使用。紛失等した場合、再発行する。再発行は、コールセンター及びLINEで受け付ける。

#### (7) 接種体制

病院及び個人医療機関（射水市民病院ほか市内29医療機関）

#### (8) 予約受付方法

予約開始日 9月7日(木)午前9時から

（※予約は年齢制限を設けず、一斉受付とする）

ア コールセンター及び市ホームページで予約

イ 市内医療機関で個別受付

### 2 その他

#### (1) 春開始接種の終期について

最終予約受付 9月6日(水)

最終接種日 9月16日(土)

## 射水市インフルエンザ予防接種費用助成事業について

### 1 趣旨

子ども及び妊婦のインフルエンザ発症や重症化を予防し、子育て世帯の経済的・精神的負担を軽減するため、小学生、中学生・高校生及び妊婦に対してインフルエンザ予防接種費用を助成するもの

### 2 事業概要

	小学生	中学生・高校生	妊 婦
支給対象者	市内在住の小学生	市内在住の ① 中学生 ② 高校生相応の年齢の者	市内在住の妊婦
対象者数	約4,600人	①約2,500人 ②約2,700人	約540人
助成回数	1人につき2回まで	1人につき1回まで	
助成額	1回の接種に対して 上限3,000円	上限3,000円	
助成対象期間	令和5年10月2日から令和6年1月31日まで(予定)		
助成方法	① 市内医療機関：現物給付 対象者は、助成金分を差し引いた額を支払い、医療機関が市に助成金を申請 ② 市外医療機関：償還払い 対象者は、接種料を支払った後、領収書を添えて市に申請		

#### 【参考】

令和5年度高齢者のインフルエンザ予防接種については、本人負担額1,500円(市負担額3,000円)としている。

### 3 補正予算額(市単独事業)

- (1) 事業費 24,450,000円  
(2) 事務費 1,340,000円

### 4 今後の予定

支給対象者に対しては、助成事業の案内及び受診券を送付するとともに、市ホームページ、広報いみず及び窓口等で周知に努める。



## 令和4年度射水市病院事業会計の決算見込みについて

### 1 概況

市民病院は、射水市の中核病院として急性期医療から在宅医療まで、良質で高度な幅広い医療を提供するための病院運営に努めています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大した第7波及び第8波の影響を受け、利用患者数は減少となりましたが、救急搬送受入体制の充実、地域連携の強化及び病床運用の効率化等、患者確保に係る取組に加え、新型コロナワクチン接種の推進などにより医業収益の確保に努めました。

また、新型コロナウイルス感染症関連の補助金や他会計補助金の受入れもあり、昨年度に引き続き34,957千円の当年度純利益を計上する見込みです。

### 2 利用患者数

項 目	令和4年度	令和3年度	対前年度比較
入院患者数（延人数）	48,853人	52,283人	△3,430人
〃（実人数）	1,970人	2,023人	△53人
外来患者数（延人数）	83,421人	86,205人	△2,784人
〃（実人数）	16,610人	16,365人	245人

### 3 財務諸表

#### (1) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和3年度	対前年度比較	科 目	令和4年度	令和3年度	対前年度比較
病院事業収益	3,883,921	4,035,958	△152,037	病院事業費用	3,848,964	3,878,025	△29,061
医業収益	3,240,981	3,351,645	△110,664	医業費用	3,670,980	3,700,353	△29,373
医業外収益	642,940	681,991	△39,051	医業外費用	177,984	175,350	2,634
特別利益	0	2,322	△2,322	特別損失	0	2,322	△2,322

当年度純利益 34,957千円

#### (2) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和3年度	対前年度比較	科 目	令和4年度	令和3年度	対前年度比較
資 産	5,735,319	5,882,643	△147,324	負 債	5,858,499	6,441,626	△583,127
固定資産	5,077,742	5,272,267	△194,525	固定負債	4,415,909	4,879,550	△463,641
流動資産	657,577	610,376	47,201	流動負債	1,000,794	1,103,388	△102,594
				繰延収益	441,796	458,688	△16,892
				資本金	400,846	4,608,016	△4,207,170
				剰余金	△524,026	△5,166,999	△4,642,973
資産合計	5,735,319	5,882,643	△147,324	負債・資本計	5,735,319	5,882,643	△147,324

※令和4年度末に減資(4,608,016千円)

#### (3) 欠損金処理

当年度未処理欠損金524,026千円は、繰越欠損金として翌年度に繰り越す。

### 4 資金不足比率

—%

## 射水市民病院経営強化プランの策定状況について

### 1 策定の趣旨

公立病院が医師不足や人口減少、少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化等による厳しい経営状況に直面する中、地域に必要な医療提供体制を確保するため、機能分化・連携強化、医師・看護師確保等による公立病院の経営強化を推進する必要がある。このため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組を示す「射水市民病院経営強化プラン」を策定する。

### 2 計画の位置づけ

国では、経営強化の取組により、持続可能な地域医療提供体制を確保していく必要があることから、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を策定するとともに、「公立病院経営強化の推進について（通知）」を発出しており、本計画は、これらに基づき策定するものである。

### 3 計画の期間

令和6年度から令和9年度までの4年間とする。

### 4 計画の内容

国のガイドラインに基づき、次の事項を記載する。

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化
① 地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能
② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
③ 機能分化・連携強化
(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革
① 医師・看護師等の確保
② 医師の働き方改革への対応
(3) 経営形態の見直し
(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組
(5) 施設・設備の最適化
① 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
② デジタル化への対応
(6) 経営の効率化等
経営指標に係る数値目標

## 5 これまでの経過

年 月	内容
令和4年11月	令和4年度第1回射水市病院運営協会を開催 ・公立病院経営強化プランについて、国のガイドラインに基づく概要等を説明
令和5年 4月	経営改善委員会を開催 ・データ分析の結果報告及び記載事項についての協議
5月	令和5年度第1回射水市病院運営協議会を開催 ・データ分析の結果報告及び当院の課題等について協議
6月～8月	経営改善委員会を開催（毎月） ・記載事項についての協議・方向性の確認

## 6 今後の予定

年 月	内容
令和5年 9月	経営改善委員会を開催 ・計画素案についての協議
10月	令和5年度第2回射水市病院運営協議会を開催 ・計画素案についての協議
12月	市議会定例会に計画素案の報告
12月	計画素案のパブリックコメントを実施
令和6年 1月	経営改善委員会を開催 ・計画案についての協議
2月	令和5年度第3回射水市病院運営協議会を開催 ・計画案についての協議
3月	市議会定例会に計画案の報告
3月	計画策定及び公表